

農家と農業委員会をつなぐ

めがねば誌

～農業委員会だより～

第43号

発行

諫早市農業委員会

編集

諫早市農業委員会事務局

諫早市東小路町7番1号

電話 0957-22-1500(代表)



正久寺地区基盤整備(写真提供:長崎県県央振興局)

会長就任のご挨拶



諫早市農業委員会
会長 久本 純造

本年五月一日に、諫早市農業委員会会長に就任いたしました久本純造でございます。

ご勇退されました前任の山開博俊様には、約二十年間の長きにわたり諫早市農業委員会会長として、多大なご尽力をいただき、心より感謝申し上げます。山開前会長の後を引き継ぎ、地域の農業振興に尽力してまいります所存ですので、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

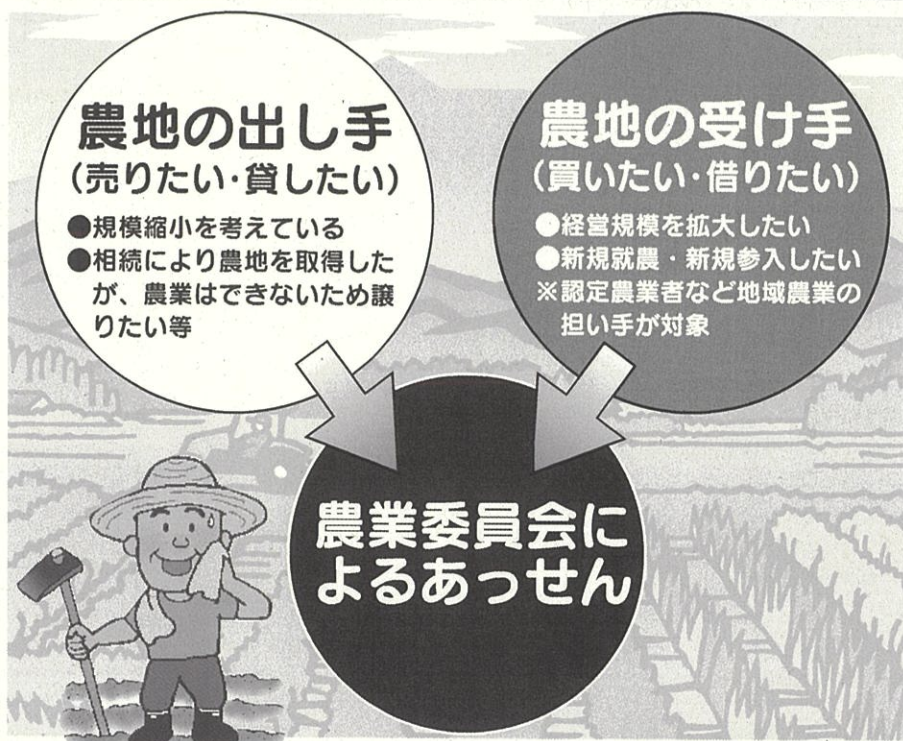
本市は、豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれ、米・野菜・果樹・畜産と多様な農業が営まれております。この諫早ならではの特色ある農業は、地域の誇りであり、次世代へとつなぐべき大切な資源です。

しかしながら、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加、気候変動への対応など、多くの課題に直面しています。こうした中で、農業委員会においては、地域農業の振興と農地の適正な利用を図る重要な役割が求められています。

私は、委員の皆様と力を合わせ、農業者の声に真摯に耳を傾けながら、本市の農業の持続的発展と農業経営の安定及び向上を図られるよう、全力で取り組んでまいります。

今後とも、本市農業が元気で魅力ある産業として発展していくために、市民の皆様並びに関係機関の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農地移動適正化あっせん事業が始まります。



◎農地移動適正化あっせん事業とは、農業振興地域内の農用地等について、農地の出し手と受け手を農業委員会があっせんする制度です。売渡し又は貸付けの相手方を指定している場合等は、制度の利用ができません。

◎農地移動適正化あっせん事業を利用して農地を売買した際は、出し手に対して、800万円までの譲渡所得の控除が受けられます。

◎農地の受け手には、面積要件、担い手要件等の要件があります。詳しくは農業委員会事務局までお尋ねください。

農地所有適格法人の報告（毎年）

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定により、毎事業年度の終了後3か月以内に、必要事項を記載した報告書を農業委員会に提出することが義務付けられています。

農業委員会への報告を怠った場合、あるいは虚偽の報告を行った場合には、30万円以下の過料が科せられます。

詳しくは、諫早市農業委員会ホームページをご覧ください。

HP : <https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/soshiki/107/>



農地状況調査と農地利用意向調査について

農業委員会では、毎年8月から10月頃にかけて、市内全ての農地の「利用状況調査」を実施しています。農業委員と農地利用最適化推進委員が現地を見て回り、耕作がされているかどうかを確認する、法律で定められた調査です。

調査の結果、耕作されていないと判断された農地については、貸借等を推進する守るべき農地と、既に山林・原野化し、農地への復元が困難と判断した非農地に区分します。

守るべき農地と判断された農地の所有者の方には、後日、その農地を今後どのように利用したいかを確認する「利用意向調査」を実施します。

これらの調査は、耕作されている農地と耕作されていない農地を把握し、その農地を今後、地域でどのように活用するかを決める際の資料として使用します。



盛土規制法の運用が始まりました

令和7年5月23日から「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）の運用が開始されました。

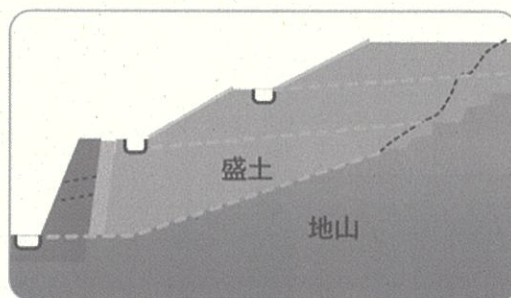
通常の営農行為については規制対象外となりますが、土地の形質の変更に該当する行為は、規制対象となります。

【通常の営農行為→規制対象外】

- 耕起、代かき、整地、畝たて
- けい畔の新設、補修、除去
- 土壌改良剤（基肥、たい肥等）の投入
- 表土の補充（補充前後の土地の地盤面の標高差が1mを超えないもの）
- 表土の入れ替え
- 暗きょ排水の新設・改修
- 樹木の改植
- 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生

【土地の形質の変更に該当する行為→盛土等の規模によって規制対象】

- ほ場の大区画化・均平・勾配修正
- 盛土を伴う田畑転換
- 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備
- 農道の整備
- 農業用施設用地の整備



国土交通省パンフレットより引用加工

令和6年度 諫早市農地賃借料情報

令和6年度(R6.4.1～R7.3.31)に締結された田畑の賃借料は下表のとおりです。

1. 田 【円/10a当たり】

地域名	地区	件数	平均額	最高額	最低額
諫早市	早	14	14,500	44,000	6,100
	中央	1	7,400	7,400	7,400
	小栗	-	-	-	-
	小野	12	25,100	44,000	6,100
	有喜	-	-	-	-
	真津山	-	-	-	-
	本野	-	-	-	-
	長田	1	11,000	11,000	11,000
多良見		-	-	-	-
森山		13	18,200	33,000	6,100
飯盛		2	8,600	10,000	7,100
高来		2	20,100	30,400	9,800
小長井		-	-	-	-
諫早市全体		31	15,100	44,000	6,100

2. 畑 【円/10a当たり】

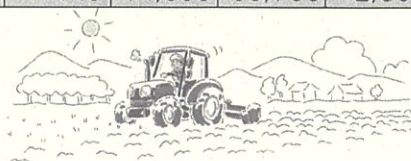
地域名	地区	件数	平均額	最高額	最低額
諫早市	早	63	18,100	60,700	5,100
	中央	-	-	-	-
	小栗	-	-	-	-
	小野	1	33,000	33,000	33,000
	有喜	59	19,600	60,700	5,100
	真津山	-	-	-	-
	本野	1	11,500	11,500	11,500
	長田	2	8,100	10,900	5,200
多良見		2	10,000	17,400	2,500
森山		1	7,900	7,900	7,900
飯盛		82	19,800	44,300	6,400
高来		-	-	-	-
小長井		1	8,200	8,200	8,200
諫早市全体		149	14,800	60,700	2,500

※米による物納は、60kg 当たり 22,000 円で換算

※表中の-は事例なし

※金額は 100 円未満を四捨五入

※中央干拓・小江干拓の賃貸借は除く



農業者年金には 3つの優遇制度があります

1

支払った保険料は
**全額社会保険
料控除**の対象！

2

**運用益は
非課税！**

3

将来年金として
受け取る際も、
大きな控除！

農業者年金は 税の軽減の 立役者です！

年金積立
しながら
税軽減

農業者年金へは、次の要件を
満たす方ならどなたでも加入
できます。

年間60日以上農業に従事

国民年金第1号被保険者

国民年金保険料納付免除者を除く。

65歳未満

60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者

詳しくは…

農業者年金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



 **購読のおすすめ!!**



■月4回金曜日発行

■購読料月700円[消費税込]

最新の農業・農政の情報がわかりやすくまとめ
られていて、読みやすい農業の専門誌です。

購読の申込みは、農業委員会へお気軽にご連絡ください。

お知らせ

◎農地の売買・貸借・転用**申請の受付締切りは、
毎月14日**です。(12月は12日)

※ただし、その日が土・日・祝日の場合は、直前
の開庁日が締切日となります。

(受付締切日近くは、窓口が込み合いますので
余裕をもって申請しましょう。)

◎農地に関することは、地元の農業委員・農地利
用最適化推進委員、または、農業委員会事務局
へお尋ねください。

農地の貸借契約は、 農業委員会を通して 行いましょう！

法律に基づく手続きをしていない農地
の貸借は、公に効力がなく、権利や義務を
主張できないことがあります。

思わぬトラブルに巻き込まれることも
あります。トラブルを避けるためにも、
農地の貸借は、必ず農業委員会または農
地中間管理機構を通して行いましょう！

